

個人所得税

確定申告書の見方 入門

Japanese Services Group
November 22, 2013

目次

トピック

-
- **個人所得税**
-
- 申告対象期間
-
- 総所得
-
- ネット所得
-
- 課税所得
-
- 総税額（連邦税＋州税）
-
- 控除額
-
- 申告提出期限、ペナルティー並びに遅延利子
-
- 申告書サポートドキュメント
-
- 税務当局のレビュー対象項目並びに追加資料の提出
-
- 海外資産報告書 T1135
-
- **Tax Free Saving Account 非課税貯蓄口座**
-
- 出国税(見なし売却)
-

居住者、年度中の赴任、帰任者、非居住者の申告

申告対象所得の違い

1. 居住者（通年滞在者）

- 暦年 1月1日より12月31日までの全世界所得（カナダ国内及びカナダ国外の所得）
 - 年度中の赴任
- 暦年 入国日より12月31日までの全世界所得
 - 年度中の帰任
- 暦年 1月1日より出国日までの全世界所得

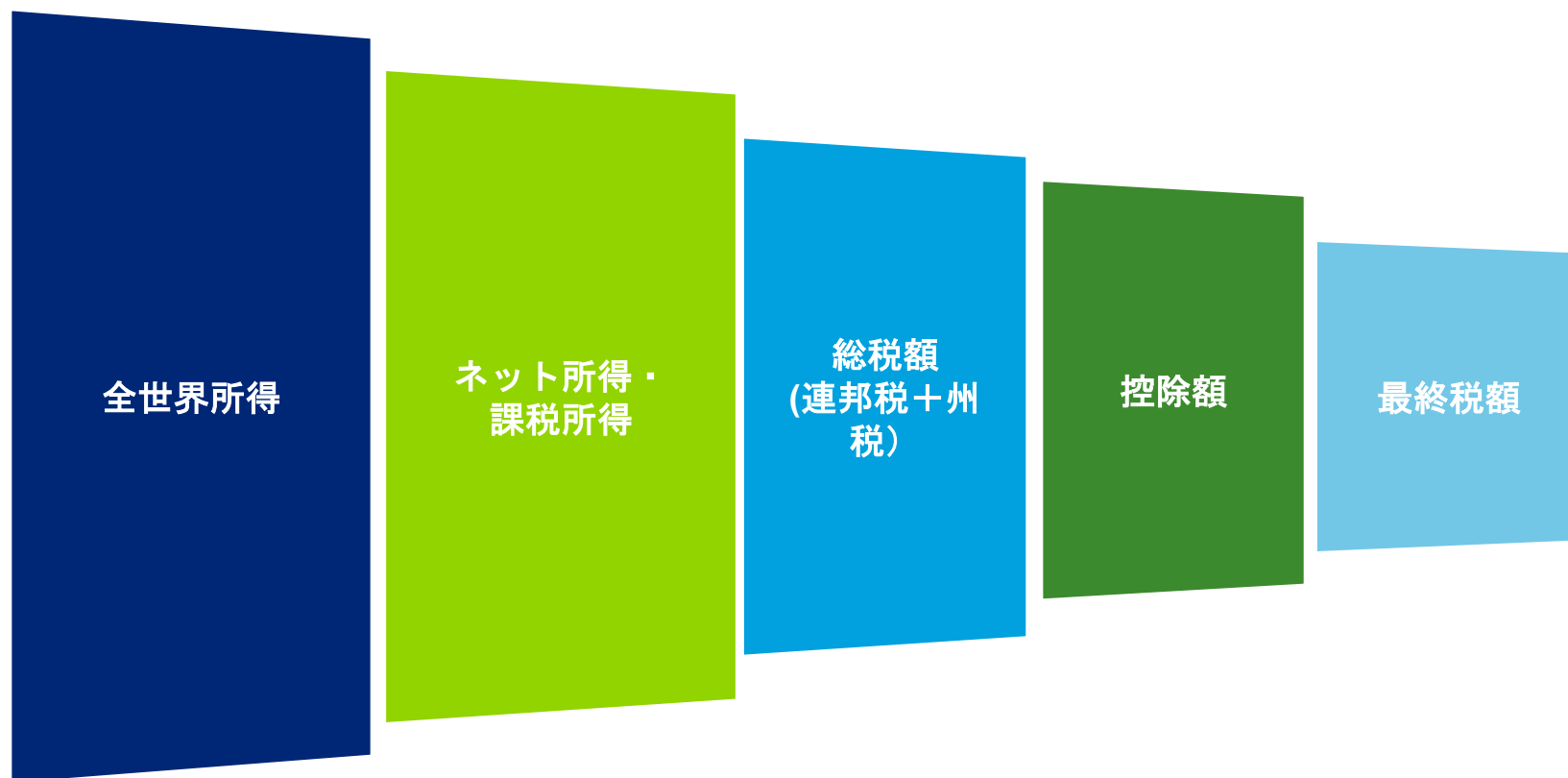
2. 非居住者

- 暦年 1月1日より12月31日までの内、カナダ就労対価に対する所得

*** 通常日本人駐在員の場合、1年以上のカナダ滞在期間が見込まれ、入国日から出国日まで居住者扱いとなります。**

*** 暦年の滞在日数や、申告者の結びつきがどちらの国と強いかによって居住、非居住者が判断されます。**

所得と個人所得税のイメージ



よくある所得

- 給与所得（カナダ払い・日本払い）
- 銀行利子
- 株式配当金
- 賃貸所得

よくある控除項目

- 医療費
- 子供のお稽古事費用（フィットネス・アート）
- 公共機関交通費
- 寄付金
- 外国で支払った税金

総所得 T1 Line 101~150

給与所得 T4スリップ Box 14の金額 Line 101

T4スリップとは会社が1年に1度作成する日本の源泉徴収票にあたるものです。年間の総給与支給額、源泉徴収額、年金掛金、失業保険掛金が記載されています。

その他の給与所得 Line 104

T4スリップに記載されていない日本払い給与金額

利子所得、配当所得 Line 121

Schedule 4のII 欄に日本・カナダの金融機関より受取った利子所得や配当所得の詳細が記載されます。III欄では投資運用会社に支払った費用や、投資用ローンの支払利子も費用申告できます。

*** 日本では金融機関が自動的に源泉し、個人には源泉後のネット利子所得が振り込まれます。証憑(金融機関発行の利子所得証明書もしくは通帳の写し)に源泉額が明記されてる場合、外国税額控除申請することができます。配当所得もまた然りで、外国税額控除申請には証憑が必要です。**

総所得 T1 Line 101~150 つづき

グロス賃貸所得 Line 160 、ネット賃貸所得 Line 126

Line 126には受取った賃貸所得より費用（管理費、固定資産税、ローンの支払利子減価償却費等）を減額した金額が記載されます。

*** 日本の税金が賃貸所得より源泉されており、申告時に会社発行の証憑(申告者への明細)を提出した場合でも、CRAのレビュー対象になった場合は、賃貸所得支払者が発行する「非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書」を提出する必要があります。**

*** 賃貸期間がカナダ滞在中の一定期間である場合、4年間を限度として「主たる住居」として選択でき、投資資産より除外することが可能です。この場合出国税の対象から外せませんが、デメリットとして賃貸所得から減価償却費を経費として申告することができません。**

キャピタルゲイン Line127

Schedule 3での計算結果が記載されます。投資目的の資産(株式等)を売却した場合や、出国税に該当する場合申告する必要があります。キャピタルロス は、ゲインと相殺できます。ゲインがない場合翌年に繰り越されます。

ネット所得 **Line 206~236**
課税所得 **Line244~260**

RRSP控除 **Line 208**

Registered Retirement Saving Plan(登録退職積立基金) への積立額を総所得より税額控除申請できます。ただし、日本などカナダ国外の年金制度に加入している日本人駐在員の場合には、積立て可能枠が年間最高\$600までに制限されています。

組合費、専門登録費用 **Line 212**

例 税理士会、公認会計士等専門の会への所属年会費

子供養育費 **Line 214**

両親ともが就労者もしくは学生である必要があります。配偶者が専業主婦の場合はデイケア・センターの費用は控除の対象にはなりません。

ネット所得 **Line 206~236**
課税所得 **Line244~260** つづき

投資所得を得る為の経費 **Line 221**
Schedule 4, IIIでの経費が申告できます。

過去のネットキャピタルロス控除 **Line 253**

還付or追徴金 Line420~486

連邦税 Line 420

Schedule 1 で計算された税額

州税 Line 428

フォーム428で計算された税額

総税額 Line 435

源泉額 Line 437

T4スリップ Box22金額やその他源泉額が記載されています。

CPP (Canada Pension Plan)過納付 Line 448

日本カナダ間では日加社会保障条約が結ばれており、該当者はCPPの納付を免除されています。間違って源泉された場合や源泉され過ぎた場合に、金額が記載されます。

還付or追徴金 Line420~486 つづき

EI (Employment Insurance)過納付 Line 450

日加社会保障条約の対象外ですので、カナダで就労している場合給与より源泉されます。源泉され過ぎた場合に、金額が記載されます。但し源泉が不要な場合もあります。

予定納税額 Line 476

年度中に予定納税をされた場合、金額が記載されます。3, 6, 9, 12月の15日が予定納税日です。予定納税は、過去2年の申告結果で\$3,000以上の追徴金が発生した場合、3年目の9月より納付が必要となります。但し同年に十分な源泉がされていたり、申告の際追徴金が見込まれない場合はその限りではありません。

州税控除額 Line 479

子供のお稽古事（スポーツや文科系のお稽古）に対する控除額が記載されています。

連邦税 Schedule 1 / 州税 フォーム428

Step 1 控除項目 — 連邦/州 共通の控除項目

- **申告者控除**

- **配偶者控除**

カナダ国外に居住している配偶者も控除できますが、レビュー対象になった際、申告者が生活をサポートしていることを証明する必要があります。稀に追加資料の提出を求められます。

- **CPP/EI 源泉額**

- **申告者、配偶者、子供の授業料**

カナダの4年制大学や、2年制大学(カレッジ)の授業料が対象となります。語学学校の授業料は対象外です。また大学、カレッジの場合でもEnglish as a second languageの場合、対象外になる場合があります。学校が発行するT2202Aを提出します。

連邦税 Schedule 1 / 州税 フォーム428

- **16歳以下の子供のお稽古費用(フィットネスや文科系のお稽古事)**

領収書に支払先、お稽古内容、子供の名前、誕生日等記載されている必要があります。

- **医療費**

日本に一時帰国した際や、日本に居住している配偶者や子供の医療費も申請できます。但し**自己負担**が約\$2,000以上ある場合のみ申告可能です。

医療費の例：歯科、眼科、内科等治療費、処方箋薬、カイロプラクター、マッサージ（Registered Massage Therapistsの治療である必要有）針治療（州によっては不可）、不妊治療等。領収書が必要です。

- **寄付金**

税務当局に寄付団体が登録されている必要があります、ほとんどの場合日本の団体への寄付は申告できません。領収書が必要です。

連邦税 Schedule 1 / 連邦税 フォーム428 つづき

Step 1 控除項目 — 連邦のみの控除項目

- 子女控除
 - カナダに滞在している16歳以下の子供に限ります。
- カナダ労働者控除
- 公共交通機関、マンスリー、ウィークリーパス

連邦税 Schedule 1 / 連邦税 フォーム428 つづき

Step 2 税額の計算

連邦税 0~43,561 – 15%
43,561 ~ 87,123 – 22%
87,123 ~ 135,054 – 26%
135,054以上 – 29%

オンタリオ州税の場合 0~39,723 – 5.05%
39,723~79,448 – 9.15%
79,448~509,000 – 11.16%
509,000以上 – 13.16%

付加税(州税額が一定以上の場合超過税額に課される税金) <Step 3にて計算>

\$4,289以上 20%

\$5,489以上 36%

連邦税を合わせたON州最高税率 46.41%/49.53%

連邦税を合わせたBC州最高税率 43.7%

連邦税 Schedule 1 / 連邦税 フォーム428 つづき

Step 3 ネット連邦 / 州税

Step 2にて計算した税額より**Step 1**の控除項目を減額する。
追加で以下の控除額を減額

❖ 外国税額控除

居住州により独自の追加税額が上記税額にプラスもしくはマイナスされる
例 オンタリオ州 — 付加税 (Sur Tax)、Ontario Health Premium

申告書提出期限、ペナルティー並びに遅延利子

個人所得税の申告期日は申告年の翌年**4月30日**です。
但し還付金が見込まれる場合は、その限りではありません。

申告時に追徴金がある場合、以下のペナルティーや遅延利子が別途課されます。

遅延利子

5月1日の時点で追徴金が未払いの場合、遅延利子(日歩の複利) が加算されていきます。利率は3ヶ月毎に改定されます。

例 2013年1月～9月 5% 10月～12月 6%

期日後申告のペナルティー

追徴金があり、4月30日を過ぎて申告した場合、遅延利子とは別にペナルティーが課されます。

追徴金の5%に遅延期間1ヶ月ごとに1%(12ヶ月を限度とする) を加算したペナルティーが加算されます。

但し申告年以前の過去の申告書を提出していない場合、上記以外の利率となる。

申告書サポートドキュメント

原則、6年間すべての関連書類を保管して下さい。

申告書に添付不要の書類も、後日CRAより提出を求められる場合があります。申告後も必ず保管しておいて下さい。

申告時に提出が必要な書類

通年滞在者

基本的に電子申告が義務付けられていますので、添付必要書類はありません。

ただし、申告書に記載されている住所が国外の場合は電子申告ができないので、以下の申告者と同様、レシートの提出が必要です。

年度中赴任者、帰任者、非居住者

電子申告ができない為、申告時以下の証憑を必ず添付して下さい。

- T4, T5, T3スリップ
- カナダ国外の源泉金額が記載された利子所得、配当所得、賃貸所得の証憑
- 医療費、慈善寄付金、授業料の領収書
- RRSP領収書

申告書作成の情報収集のために必要な書類

銀行から発行されるステートメント、通帳など

- 賃貸所得が記載された書類
- 賃貸物件にかかった経費のレシートや関連書類
 - ローンの支払利子
 - 固定資産税
(税額のみでなく評価額も記載されていると、一層便利です)
 - 保険料
 - 管理費
 - メンテナンスにかかったレシートなど
- 公共交通機関の定期購入のレシート
- 子供のお稽古事のレシート

保管期間は6年間です。

よくある税務当局のレビュー対象項目並びに追加資料の提出

配偶者・子女控除

帯同している場合、入国時に移民局より発行されたビジターもしくはワークビザ IMM1442を提出します。配偶者が日本に居住している場合、別に以下追加資料を求められることがあります。

- 申告者による配偶者への経済的サポートの証明（送金、金融機関の明細）
- 配偶者の所得証明

子女お稽古費用

申告したお稽古の領収書の提出

医療費

申告した医療費の領収書すべて

外国税額控除

源泉額が記載された領収書(利子所得証明書、配当所得証明書、支払調書、他国の確定申告書)

海外資産報告書 T1135

海外資産報告書は、カナダ国外にて不動産資産、株、預金等の資産が年間最高額 **\$100,000(合計額)**を超える場合、税務当局への申告が義務付けられています。赴任年は申告不要で、二年目より対象者は申告する必要があります。

2013年度に税務局の改定により、より詳細な報告が必要になりました。

- 資産の名称
- 資産の保有国
- 年次の最高資産価格
- 年末(12月31日時点)の資産価格
- 資産より派生した所得金額
- 売却益・売却損額

報告書は電子申告できません。4月30日までに税務局へ提出します。提出を怠った場合、虚偽の申告をした場合、ペナルティーが課されます。

Tax Free Savings Account (非課税貯蓄口座)



Tax Free Savings Account(非課税貯蓄口座) の留意点

2009年度、カナダ政府は**18歳以上**のカナダ居住者に対し、タックスフリーセービングアカウント（非課税貯蓄口座）と呼ばれる税制優遇措置を設けました。2009年度より開始された制度ですが、この口座に貯蓄したお金はいつでも引き出し可能で、口座に対する利子所得は非課税となります。但し引き出した金額を同年内に入金するとペナルティーがかかる場合があります、また入金限度額も設定されていますのでお金の出し入れには注意が必要です。

口座開設資格者

18歳以上のカナダ居住者でSIN#を保持していること

サービス内容（利子率は金融機関により変わります）

- High Rate Savings 高利子貯蓄
- GIC（Guaranteed Investment Certificate）定額貯金
- Mutual Fund ミューチュアルファンド
- 限度額（2013年は\$5,500）
- 年間限度額を超えた貯蓄金額に対して**毎月1%**のペナルティーがかかります。引き出した金額は翌年限度額に追加され限度額が引き上げられます。

*** 金融機関によっては、駐在員の方のTFSAを断る機関もあります。また非居住者は入金することができません。**

Tax Free Savings Account (非課税貯蓄口座) の留意点 つづき

カナダ出国後のトラブル

近年カナダ滞在中にオープンしたTFSAを出国後も保持し、出国後に口座に入金していた為CRAより追徴金、ペナルティーを課されるケースが多発しています。

非居住者は、口座を保有することができますが、非居住者期間中に毎年追加される限度額控除を受けることができず、また口座に追加入金することもできません。

そのため出国後の入金額に対し、月1%のペナルティーが課されます。

また2013年度に入り、2009~12年と遡って税務局が査定を始めた為、通知が来た際には既に入金後で、ペナルティーを支払う必要がありました。

Tax Free Savings Account(非課税貯蓄口座) の留意点 つづき

ペナルティーの計算例

設定：

2011年7月に出国したが、自動的に月々\$200 TFSAの口座に入金するよう手続きをしていた。非居住者期間の入金額を引き出したのは2013年1月。

2011年度のペナルティー

- 8月 \$200入金 x 5ヶ月 = 1,000
- 9月 \$200入金 x 4ヶ月 = 800
- 10月 \$200入金 x 3ヶ月 = 600
- 11月 \$200入金 x 2ヶ月 = 400
- 12月 \$200入金 x 1ヶ月 = 200

総計 $1,000 + 800 + 600 + 400 + 200 = 3,000 \times 1\% = \30 のペナルティー

Tax Free Savings Account(非課税貯蓄口座) の留意点 つづき

2012年度のペナルティー

2011年度の超過貯蓄額\$1,000 x 12ヶ月間 =12,000

2012年1月\$200入金 x 12ヶ月=2,400

2月\$200入金 x 11ヶ月=2,200

3月\$200入金 x 10ヶ月= 2,000

4月\$200入金 x 9ヶ月=1,800

5月\$200入金 x 8ヶ月=1,600

6月\$200入金 x 7ヶ月=1,400

7月\$200入金 x 6ヶ月=1,200

8月\$200入金 x 5ヶ月=1,000

9月\$200入金 x 4ヶ月=800

10月\$200入金 x 3ヶ月=600

11月\$200入金 x 2ヶ月=400

12月\$200入金 x 1ヶ月=200 2012 Total 15,600

2年間総計\$12,000 + 15,600 = 27,600

\$27,600 x 1% = \$276 のペナルティー

出国税 (見なし売却)



出国税と見なし売却とは

カナダではカナダ出国時に保有していた資産を出国日の市場価格で売却したと見なし、見なし売却益が発生した場合売却益の**50%**に課税されます。

課税率

給与所得、給与外所得を含む全ての所得に対する税率と同様

対象資産

- カナダ滞在中に購入した株式、債券、貸付信託
- カナダ国外不動産
- 入国時に既に所有していた資産（入国時に所有していた資産については、カナダでの滞在が5年以上であった場合のみ計算の対象。）

よくある対象資産

- 持株会入会者のカナダ滞在期間中に買い足した株式
- 日本の持家を賃貸し5年以上カナダに居住していた場合その持家（持家については、対象から外す選択もできます）

出国税と見なし売却とは つづき

売却価格と取得価格

- 売却価格 = カナダ出国日の市場価格
- 取得価格 = 取得日の価格もしくはカナダ入国日の市場価格

カナダ入国以前より保有していた資産の場合、取得価格は入国時の市場価格となります。

出国後実際に資産を売却したとしても、一度納税を済ませている為売却時の市場価格に変動があっても追加で納税する必要はありません。また売却時に売却損であっても出国時の市場価格が適用される為還付もありません。

出国税と見なし売却とは つづき

出国税（みなし売却）の計算例 その1

Aさんは、ABC社の株1,000株を入国時保有していて、出国時も保有したままでした。Aさんの駐在期間は5年と1ヶ月でした。

- 購入時の価格 一株につき \$5
- カナダ入国時の価格 一株につき \$8
- 出国時の市場価格 一株につき \$10

この場合 $\$10,000 - \$8,000 = \$2,000$ の売却益と見なされ $\$2,000$ の50%、 $\$1,000$ が課税対象額となります。税率は個人所得税の総合累進税となります。

出国税と見なし売却とは つづき

出国税（みなし売却）の計算例 その2

Bさんは、日本のABC社の株100株をカナダ駐在期間中の2013年に4月に購入し、2013年11月に株を保有したまま帰任となりました。Bさんの駐在期間は一年でした。

- 購入時の価格 一株につき 1,000円
- カナダ出国時の市場価格 一株につき 950円

Bさんは、一見したところ売却損となり、出国税はかからなそうです。果たして本当にそうなのでしょうか？

- 購入時の4月の為替レート： 1ドル=100円
- カナダ出国時11月の為替レート： 1ドル=90円

この場合購入時のトータル価格 $1,000円 \times 100 \div 100 = \$1,000$ 、出国時のトータル価格 $950円 \times 100 \div 90 = \$1,055$ となります。売却益 $\$1,055 - 1,000 = 55$ となり\$55の50%に税金がかかります。

Question ?



Disclaimer

This publication contains general information only and Deloitte is not, by means of this publication, rendering accounting, business, financial, investment, legal, tax, or other professional advice or services. This publication is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor.

Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this publication.

留意事項: 当プレゼンテーションにて説明した基準及び事例は一般的な概要・傾向であり、実際の会計処理は個々の状況を鑑みた詳細な検討が必要となります。



Deloitte, one of Canada's leading professional services firms, provides audit, tax, consulting, and financial advisory services. Deloitte LLP, an Ontario limited liability partnership, is the Canadian member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited. Deloitte operates in Quebec as Deloitte s.e.n.c.r.l., a Quebec limited liability partnership.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.